

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構業務方法書の一部改正について
(概要) (案)

第 1 政府調達協定改正議定書の受諾に伴う規定の整備を行うこと。

平成 24 年 3 月 30 日 WTO 政府調達委員会において採択された「政府調達に関する協定を改正する議定書」(以下「改正議定書」という。)について、日本国においても受諾することとなったことに伴い、所要の規定の整備を行うこと。(第 29 条関係)

第 2 附 則

- 1 この業務方法書の変更は、改正議定書により改正された政府調達に関する協定が日本国について効力を生ずる日から施行すること。
- 2 所要の経過措置を設けること。